

# 「手話施策推進法」について

一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟  
理事 吹野香織

# 手話施策推進法制定までの道のり

- ・2006(平18)年12月13日 「手話は言語である」と定義した「障害者権利条約」が国連総会において全会一致で採択。手話が言語として国際的に認知された
- ・2007(平19)年9月28日 日本政府が障害者権利条約に署名
- ・2010(平22)年8月 「情報・コミュニケーション法(仮称)」の制定を求め、「We Love パンフ普及・署名運動」を開始
- ・2011(平23)年7月29日 改正「障害者基本法」が「言語(手話を含む)」と規定・成立  
(8月5日公布)
- ・2011(平23)年 9月23日 「We Loveパンフ・署名運動」で1,163,876筆の署名を集め衆参議長・内閣府に提出。  
「We Loveパンフ」は21万部超を普及

- ・2011(平23)年10月  
「みんなでつくる手話言語法」パンフ発行。  
全国各地でフォーラム・学習会スタート
- ・2013(平25)年10月11日  
鳥取県で全国初の手話言語条例施行  
(現在、597自治体、県条例40都道府県)
- ・2013(平25)年12月16日  
市区町村で初めて北海道・石狩市が「手話基本条例」  
を可決 (2014年4月1日に施行)
- ・2014(平26)年12月25日  
手話言語法の制定を求める意見書が全国1400を  
越える地域の議会で 採択、都道府県での採択。  
(100%を達成)
- ・2015(平27)年3月12日  
**群馬県で手話言語条例を可決**  
(2015年4月1日に施行)

- ・2016(平28)年3月3日  
「手話言語法制定を求める意見書」全国の自治体議会で採択率100%達成
- ・2016(平28)年6月8日  
全国手話言語市区長会設立  
(現在、会員648市区長)
- ・2016(平29)年7月26日  
手話を広める知事の会設立
- ・2017(平29)年12月  
国連が9月23日を「手話言語の国際デー」と制定
- ・2022(令4)年 5月19日  
「障害者による情報の取得および利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」制定
- ・2025(令7)年6月18日  
**「手話に関する施策を推進する法律」制定  
6月25日 に施行**

# 手話言語の5つの権利

## 1 手話言語の獲得

手話言語を“身に付ける機会”を保障する

きこえない・きこえにくい子どもたちや大人が手話を身につける環境（教育の場）の保障

## 2 手話言語で学ぶ

ろう者の“学習権”を保障する

ろう者が授業や講義等を受けるには、  
・手話言語に熟練した教員が授業する  
・手話言語通訳を準備する

## 3 手話言語を習得する

手話言語を“教科”として学ぶ

「国語」と同じように、手話言語の体系を学ぶことを通して、ろう者が誇りを持って生きていく力を育てる

## 4 手話言語を使う

手話言語を“誰でも気軽に使える社会”にする

- 手話言語が、音声言語と対等に使える制度と環境をつくる
- 手話言語の通訳者を早急に増やす
- ろう者の社会参加を支援するため、手話言語通訳制度を拡充させる
- 手話言語によって、命を守り、情報を保障する

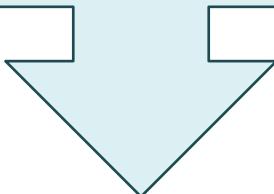
いつでもどこでも手話言語が使える環境に  
・手話言語を使う  
・手話言語通訳を利用する

## 5 手話言語を守る

手話言語の語いを増やす、保存する、研究する

年配のろう者と若いろう者が世代を超えて手話言語で会話することも、手話言語を守ることにつながる

# 「手話に関する施策の推進に関する法律 (手話施策推進法)」とは



手話が、手話を使用する者にとって日常生活や社会生活を営む上で重要な意思疎通手段のための手段、言語であり、文化としても長年受け継がれてきたことを踏まえ、国と地方公共団体の責務を明確にしつつ、具体的な施策の基本事項を定め、手話に関する施策を総合的に推進するための法律です。

# 手話施策推進法の内容①

- 全18条と附則
- 目的・基本理念・国と地方公共団体の責務・基本的施策
- 障害者基本法第3条第3項に合わせて、「手話」と表現している。

## 基本理念

### 1.手話の習得と使用に関する施策

手話を必要とする人々の意思を尊重し、合理的な配慮が行われる環境を整える。

### 2.手話文化の保持・継承・発展

手話による文化や伝統を守り、発展させる。

### 3.手話に関する国民の理解と関心の増進

手話に関する国民の理解を深め、共生社会を実現する。

# 手話施策推進法の内容②

(総則)

- ◎国と地方公共団体には、手話に関する施策の策定及び実施の責務を記載
- ◎障害者基本計画、都道府県・市町村の障害者計画は手施策推進法の趣旨を踏まえたものにするよう記載
- ◎**財政上又は法制上**の措置について記載

# 手話施策推進法の内容③

(基本的施策)

- ◎「聴覚障害者」の表現ではなく  
「手話を必要とする者」・「手話を使用する者」の表現している。
- ◎手話を必要とすることもが発達に応じて手話を習得・学習できる機会の提供等の施策の明記  
(家族の手話学習の機会の提供の施策も明記)
- ◎学校における「手話による」教育等の施策の明記
- ◎後天的な理由により、手話を必要とするようになった人などの手話習得支援の施策の明記

# 手話施策推進法の内容④

(基本的施策)

- ◎災害時の情報取得について手話による情報提供のため  
施策の明記
- ◎手話の日の制定（9月23日）
- ◎手話文化に関する調査研究等、手話の取得・使用に関する  
調査研究等(デジタル技術含む)の明記

(附則)

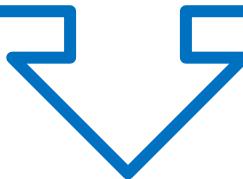
- ◎施行後5年を目途として見直し検討の明記

# 基本的施策

- ①手話を必要とする子どもの手話習得の支援
- ②学校における手話による教育等
- ③大学等における配慮
- ④職場における環境の整備
- ⑤地域における生活環境の整備等
- ⑥その他の手話の習得の支援
- ⑦手話文化の保持・継承・発展
- ⑧国民の理解と关心の増進
- ⑨手話の日
- ⑩人材の確保等
- ⑪調査研究の推進等
- ⑫国際交流の推進
- ⑬手話を使用する者等の意見の反映

# 「手話施策推進法」は理念法

2025年6月18日に衆議院本会議にて成立。  
6月25日に施行。



国や地方公共団体に対して、法律に基づく施策の実施を  
働きかけなければならない。

# 働きかけていくためには①

- ・きこえない・きこえにくい子どもの保護者や家族に対する情報提供と相談、子どもの手話言語の獲得、保護者や家族の手話言語の習得の支援が行われる体制
- ・聾学校や地域の学校に通うきこえない・きこえにくい子どもが手話言語を学び、学習し、教師や友達とコミュニケーションして充実した学校生活を送れるように支援体制
- ・大学等の授業などの全てにおいて、手話言語通訳による情報保障等の配置し、きこえない学生がきこえる学生と同等に学べるように支援体制の整備

# 働きかけていくためには②

- ・きこえない・きこえにくい人が働く職場での手話言語やきこえないことに関する研修、手話言語でコミュニケーションがきこえる職員の配置、必要な場合に手話言語通訳者の派遣がなされ、きこえない、きこえにくい人が力を発揮して働けるようにするための支援体制の整備
- ・通常時、災害等非常に関係なく、いつでも、どこでも、どんな時でも手話言語で情報にアクセスでき、手話言語でコミュニケーションがとれる環境の整備

# 働きかけていくためには③

- ◎自治体や公共機関における手話言語通訳、及び全国手話検定2級以上の資格保有者の優先的な雇用
- ◎手話言語通訳者の位置が向上し、待遇が改善され、手話言語通訳者が働きやすい環境の整備



法案は色々な制約があり、要望すべてが反映されたものにはなっていないので、我々の望む施策の実施を働きかけていかなければならぬ。

# 私たちのめざす共生社会

きこえない、きこえにくい子どもや大人の「手話権」が守られ、成長階段に合わせて手話言語を獲得・習得し、手話言語で学び、成長できる社会

手話言語で情報を得、コミュニケーションし、活動できる  
「誰一人残さない」共生社会

国民全体が手話への理解と関心を持ち、共生社会を実現

私たちは  
「手話言語を獲得する」  
「手話言語を学ぶ」  
「手話言語で学ぶ」  
「手話言語を使う」  
「手話言語を守る」  
この五つの権利が完全に保障された「真の共生社会」を  
築いていくことをめざしていきましょう。